

トルファン発見田土文書の性質について

——『敦煌吐魯番社会經濟資料』(上)を読む——

宮崎市定

【要約】 大正の初年、大谷探險隊がトルファンで発見将来した田土關係文書が此度、西域文化研究会の手で整理研究され、『西域文化研究第二—敦煌吐魯番社会經濟史料』(上)の中で公表された。西嶋定生、西村元佑氏の論文がそれであるが、私はこの田土文書が果して阿氏が言われるような均田文書であるかに疑問を抱く。私は先ずこの中の常田、部田、部田三易なる文字を考証し、それが夫々一年一耕、二年一耕、三年一耕の土地であろうと推測した。次にこの文書の示す一丁当り給田額は、常田五畝、部田十畝、計十五畝、若しくは常田五畝、部田三易十五畝、計二十畝で、何れも常田十畝分であろうと推量し、この給田は均田法によるものでなく、屯田法によるものであらうとの結論に到達した。恐らく八世紀中葉のトルファンでは均田法から屯田制への切換えが進行していたと思われる。

大谷探險隊将来文書の綜合的研究を目的として出発した西域文化

研究会は先に出した『西域文化研究第一・敦煌仏教資料』に引続き、

その第二たる『敦煌吐魯番社会經濟資料』(上)を公刊した。A4判、

本文四六三頁、英文梗概五五頁、中央アジア研究文獻目錄和文編二

七頁、コロタイプ図版五十葉、総計六百頁を越える龐然大冊で

ある。刊行の辞、はしがきを除いて本文は、

千仏嶺莫高窟と敦煌文書

那波 利貞

唐末五代の敦煌寺院佃戸關係文書

——人格的不自由規定について——

個人文書の研究

——唐代前期の個人制——

吐魯番出土文書より見たる均田制の施行狀態

——給田文書・退田文書を中心として——

唐代吐魯番における均田制の意義

——大谷探險隊将来・欠田文書を中心として——

仁井田 陞

周藤 吉之

西嶋 定生

西村 元佑

吐魯番出土北館文書

大庭 脩

—— 中國駅伝制度史上の一資料 ——

龍谷大学所藏 吐魯番出土古文書素描
大谷探險隊將來

小笠原宣秀

堀賢雄西域旅行日記(一)

という内容で、著者も錚々たる顔触れであり、資料も従来殆んど發表されなかつた珍重すべきものばかりである。ただその多くは極めて零細な断片なので、これを補修整理して学問的に利用出来るまでに多大の労苦を払われた本書の著者に対して先ず深甚の敬意を表したい。中でも特に私の興味をひいたのは、トルファン出土の田土關係文書であり、これが本書の中でも中心的な位置を占めていると思われるが、即ち前記中、周藤・西嶋・西村三氏の研究がそれである。大谷探險隊が將來したこの貴重な資料中には、これまで敦煌邊で発見された均田文書とは頗る形式を異にした新種類の田土關係文書があり、それらが今著者達によつて、佃人文書・給田文書・退田文書・欠田文書と分類し命名された。この中、佃人文書は時代が古く則天武后時代のものが主であつて則天文字が使われたりしていて少しく異質なものであるが、他の三種の多くは開元時代のものと考えられ、互いに相關連する内容をもつ。私の興味も從つて最も深くこの三種田土文書に惹きつけられたのである。

そこで先ず問題になるのは西嶋氏の研究であるが、正直に申すと

私はこの論文を読んで非常に判りにくく感じた。この理解しにくい原因はどうも事実と仮説との間の境界が判然としない点からくるらしい。先ず第一にこれらの文書は均田文書として恰も自明の理の如く取扱われているが、果してそれは事実なのであるうか、或いは著者の仮説なのであるうか。

もしも田土の收授が行われているからそれが均田制であるというのならば、私はそれはまだ仮説の域を出ない筈だと言いたい。他にも田土の收授を行う田制が存するからである。私は先ずこの根本問題から出發して貰いたかつたと思う。この希望は西村氏に対しても同様である。

次に私が読過中に気付いたことは、数の取扱ひ方についての疑問である。私は統計学を習つたことがないが、この中で極めて例外的な事例が、殆んど疑われもせずに、普通にありふれた事例と等価値の如くに取扱われていることに危惧の念を抱く。例えば一易、二易という言葉が極めて稀に、例外的に現われるが、それが普遍的に現われる三易と並べて、その存在が恰も自明の理のように扱われているが、果してそれでよいものか。抑も例外的な事象は、原來は普遍的なものであつたのが、偶然に少数だけ残存し、從つてそこにも普遍的な真実が宿つており、それを究明することによつて従来不明であつた全体の説明がつくような場合と、例外はそれ自体に無価値

で、錯誤若しくは畸形として生じたもので、無視してよい、或いは無視しなければならぬ場合とがある。その辺の検討が本研究において不十分であつたと思われる。

私は本書を批評するために、普通とは少し異つた方法をとりたい。私が特に興味を感ずるのは田土文書であるが、この文書は極めて零細な史料の寄集めであり、見様によつては何とでも解釈がつき、又色々な見方の成立する可能性がある。不幸にして私は本書を読みながら、著者の考え方について行くよりは、全く別のことを考えながら進んで行つた。そして著者たちの整理された史料をそのままに使用して、全く別な結論をまとめて見たのである。寧ろこの私の考えをそのまま紹介した方が、本書に対するよりよい批評の方法だと思ふ。

そこで私は、たつた今、自分自ら言つたことを自ら実行しなければならぬ破目に陥つたと思う。それは事実と仮説とを明確に区別することである。私は私の推理を四段階に分ち、仮説の上に仮説を重ねる方法をとつた。こうしておけば後人が私の誤謬を指摘する時に、それがどの段階で行われたかを即座に明かにすることができる。

一 常田・部田とは何か

いわゆる欠田文書、給田文書には殆んど凡ての場合、常田・部田なる記入がある。この記入は敦煌文書には見えないが、柳中泉文書

には存在するから、柳中泉・高昌県を含む西州管下で行われた田種別である。ところが部田の場合、単に部田とのみある場合と、部田三易と続けた場合とが圧倒的に多く、別に部田二易が一例、部田一易というのが三例ある。これは抑も何を意味するであらうか。

三易・二易・一易という文字は常田には決して現われず、多くは部田の次に続くからここで当然部田とは易田に関係ある田土だという想像がつくが、部田にいう一易・二易・三易とは抑もどういう意味であるかを考えて見たい。というのは易田の数え方に古来二通りの方法があると思うからである。先ず周礼大司徒の条に、

不易之地。家百畝。一易之地。家二百畝。再易之地。家三百畝。とあり、また漢書食貨志上に、

民受田。上田夫百畝。中田夫二百畝。下田夫三百畝。歲耕種者。為不易上田。休一歲者。為一易中田。休二歲者。為再易下田。

とあるは、何れも二年一回耕作する地を一易とよび、三年一回耕作する地を再易とよんでいるのである。ところで、二年一耕を一易と云うのはよいが、三年一耕を再易というのは、言葉が少しおかしい。こういう場合には寧ろ、法事の周忌が一周忌から三周忌へとぶように、一易から三易へとぶべきではないか。そこで周礼疏では賈公彦が苦しい説明をしているが、唐代には三年一耕の地を三易と言つたのではあるまいか。そしてその呼び方は北魏から始まつていると思

われる。魏書食貨志に、

均給天下民田。諸男夫十五以上。受露田四十畝（中略）。所授之田。率倍之。三易之田。再倍之。以供耕休及還受之盈縮。

とある前半の意味は、丁男一人に対し露田四十畝を給するが、これは二年に一回耕作すべき土地なので、実際にはその二倍、即ち八十畝を給することをいう（これを正田・倍田というのである）。さてその次の句は、これを率然とよめば、恰も「三年一耕の再易の田ならばその比例で百二十畝を給す」とあるべき所を略して次へとんで、「四年一耕の三易田ならば、百六十畝を給す」と言っているようにも受取れるが、どうもそうではないらしい。むしろ二年一耕の地を倍田と称し（これが再易であり）、次にこれに続く三年一耕の地を三易と称し、「再倍之」とは、更に一回分のおまけをつける、つまり三倍するとの意味らしいのである。言いかえれば一易と再易とが区別なく、同一になつてしまつたわけであるが、これは我々の言葉にもよくある例で、日本語で一倍と二倍とは同義であるが、これは倍という字自体にそういう意味を含んでいるからである。少し趣が違ふが、一周忌と二周忌（ありとすれば）も同意味になる。ここで易という文字も自体に取換える意味があるから、易田で倍田の意味をもつことになる。従つて唐令における易田の規定（仁井田博士・『唐令拾遺』六一〇頁以下）に、

〔武徳七年〕其地有薄厚。歲一易者。倍授之。寬鄉三易者不倍授。とある前半の意味は、口分田の歳一易、即ち二年一耕なるものは倍額を給すというのでこれには問題がない。ところで後半の意味は本文だけでは明瞭でないが、恐らく中間に省略があることと思われる。即ち、「上の倍授の規定は、寬郷に於てのみ行われるので、狹郷にては適用しない」という一句が当然ここにあるべきである。さればその次は、寬郷にても三易田だからといつて二倍に止め、三倍は加給せぬ、との意味であることが分る。この三易田は三年一耕作の土地の謂であり、四年一耕の地を言うのではなからう。また

〔開元二十五年〕其給口分田者。易田則倍給。寬鄉三易以上者。仍依鄉法易給。

とあるも、前半は前と同様であつて、ただ後半は寬鄉三易の場合には追加支給可能な途を残しているので、この所が武徳令と異つた点である。結局、三年一耕の易田の命名法には、漢以前的方法と、北魏・唐の方法と二様式あるわけで、之を比較すると次表のようになる。

そこで本論に立返ると、トルファン発見田土文書に見える部田は、北魏均田法における倍田に相当する。但し北魏においては露田八十畝の中、四十畝が正田で、他の四十畝が倍田であるが、これが二年一耕であるから、毎年正田と倍田とが入れかわるわけである。そこ

		一年一耕	二年一耕	三年一耕
周礼・漢書食貨志	不易上田	一易中田	再易下田	
北魏均田法	桑田	露田(正田) (倍田)	三易之田	
唐均田法	永業田・口分田	口分田 (易田) (歲一易)	口分田三易	
トルファン文書	常田	賜部田二易田	部田三易	

で露田八十畝全体が倍田と言われるようになって不思議はない。トルファン文書において、單に部田とあるは、このような意味の二年一耕の倍田である。そして部田三易とあるは、北魏均田法における三易田と同じく、三年一耕の土地に外ならぬと思われる。

ただここに残る問題は、部田一易、部田二易なる文字が極めて稀にもせよ、現実存在するのを何と解すべきかである。前述の如く部田は即ち北魏の倍田（厳密には北魏の正・倍田を合せた露田）に當り、二年一耕の土地とすれば、一易も二易も、事實は等しく二年一耕と解されるから、あつても無くてもよい字として無視することもできる。併し公文書の形式としては、あつてもなくてもよい文字を、更にまた書いても書かなくてもよいという法はない。私は部田一易、部田二易と書いてあるのは、何かの錯誤が残つたものと理解

したい。

本書の中には、部田一易と書いたもの三例、部田二易と書いたものが一例、その外に、賜田一易、賜田二易と書いたものが各一例ずつある。その中で賜田二易（三二五頁、一二三三号文書）とあるのは問題がない。何となればその賜田は部田であつたに相違なく、若し賜田でなければ單に部田とのみあれば十分で、二易とは書きこまなかつたであらう。

既に一易と二易とが同じく二年一耕の意味で、賜田の場合に二易という文字が使つてあつたとすると、田籍では必要の場合には二易と書き、一易なる文字は使用しなかつたのではないかと思う。私の考証では、本書の中で一易なる文字の四例中、二例までは著者の見落しとして片付けられそうである。先ず一七七頁、二八五七号文書の部田壹易とあるのは、図版二九の写真について見ると、実は書写人が始めに壹という字を書き、その上から下部の豆を多と書き改めているのである。これは誠に面白い事実で、書写人は上の方から壹段壹畝と書いてきたので筆が迂つて、つい壹と書いて了つたが、その誤りに気がついて慌てて參に直そうとしたが、下の半分を直しただけで止めておいたのである。これは壹の字の上部がぞんざいに書いてあり、參の上部に似ていたからでもあるが、また部田壹易という書き方が抑も存在しない書き方なので、この位に直しておけば、

誰にも壹易とよまれる心配がないという安心感が彼を横着にしてみつたのであろう。

次に三二七頁上段、賜田一易とあるのは仁井田博士『唐宋法律文書の研究』六八九頁からの引用であるが、私が不審に思つて原本に當つて見ると、一の字の側にもと疑問符(?) が施されていたのである。この賜田は城南五里とあり、このすぐ後に出てくる賜田三易も城南五里とあり、距離も近いようであるから、先の賜田一易は恐らく三易と書かれてあつたものと思われる。

するとあとに残るのは一七八頁、二八六〇号文書中の部田壹易と、図版一九、一、二四四号文書中の部田一易だけであるが、何百例中の只二例であるから、私はこれも筆写人が書き誤りながらその誤りを見落したものと考へたい。特に後者は上から壹段壹畝と續いて來てゐるのである。ただ氣になるのは、三三〇頁上段の柳中縣戸籍中に見える部田貳易の文字であるが、異質の文書であるから何とも言えない。暫く疑いを存しておく外はない。何となれば、通典卷二、屯田の条に開元二十五年の令を引き、

易田之處。各依鄉原。量事加敷。

とあり、易田のやり方は夫々の土地の慣習法によつたから、柳中縣では高昌縣でいう三易のことを二易と呼んだかも知れぬからである。既に部田は倍田のことであるとすると、実際には部の字を以て倍

と読んでいたかも知れず、恐らくこれはこの地方の地方的習慣であらう。いつたい漢字は唐中期まで形の相似たものは相通じて用ゐたので、現今のように厳密に区別しては用ゐられなかつたのである。そこで先ず次のような仮説が成立する。

〔仮説一〕 トルファン文書の田籍に見える常田は通常田の意味で、毎年耕作可能な土地。部田は倍田で、隔年耕作すべき土地。三年一回耕作する土地は、部田三易と書く。部田二易という表現は可能であるが、普通には用ゐない。賜田二易は倍田なるを示す。一易という言葉は土文書中では用ゐない。

そこで本書欠田文書を扱われた西村元佑氏が結論として、常田とは良質の土地で、文字から見て恒常的に作物の栽培のできる土地であり、部田は年々土地を易えねばならず、作物の連作ができない劣等の土地であつた、とされた点については私は全く同感である。

二 給田の基準額は何畝であつたか

本書で欠田文書を担当された西村元佑氏は三三一頁、二、八八八号文書中、

卜小感 丁 欠常田三畝 部田七畝

とあるのが一丁当り最高欠田額なるに着目し、最低十畝が給田さるべきであるとされたが、このような給田には何かもつとはつきりし

た基準額があつた筈である。さて欠田文書が、常田何畝、部田何畝と別々に記載している所から見ると、給田額も常田・部田夫々につき何畝と定められていたに違いない。

このような際に一応の原則として言えることは、給田額は円数、又は半円数であつたに相違ないということである。ところで一丁当り常田の最高欠田数を見て行くと、二、九一二・二、八八六号文書に、画僧奴と常思孝が何れも四畝でこれが最高である。外に三・五畝が二例、三畝が二例ある。併し欠田四畝が全欠の場合、即ち四畝そのものが給田額だとは思えない。この場合は半円数、即ち五畝が常田の給与額であつたろうと想像される。

次に部田の一丁当り欠田最高額は、七畝なるものが二例ある。この場合も円数をとれば十畝となる。但しこれは二易田の部田のことであり、二易十畝の部田は常田五畝にしか当らない。故にもし三易田ならば十五畝が必要額である筈であるが、但しこれには多少の説明がある。

均田法による給田の際、三易田以上は、武徳令によるとたとえ寛郷でも倍給以上には追加せぬとあり、開元二十五年令によると、その土地の習慣によるとある。ところで一丁当り給田額が百畝もの広さを標準とする時は、三易田だからと言つて三倍も貰う必要はないが、もし今の場合のように、十畝やそこらが標準の場合には、三易

田は三倍を標準額としていたのではあるまいか。少くも規定だけはそうだったと思うが、但し之は推定に止まる。そこで次の仮説が成立する。

〔仮説二〕 トルファン文書の示す標準給与額は、一丁当り常田五畝、二易の部田十畝、計十五畝、若しくは常田五畝、三易の部田十五畝、計二十畝であり、何れも常田十畝分に相当する。これを更に見やすいよう表にすれば、

常田換算	"	部田	
		常田	部田
5畝	(2)	5畝	10畝 (一易又は二易と云い得る が文書には現わさない)
5畝分		15畝(三易)	15畝
			20畝

となる。或いは純理論上では、別説が成立ち、田土文書の部田は一年一耕の土地とし、一易部田は二年一耕、二易部田は三年一耕、三易部田は四年一耕の土地という風に考える説も成立しうる余地がないではない。併し現実の土地制度としてはそんなに煩雑なやり方が実施されようとは思えない。

また文書上に部田一易、部田二易という文字が出てくることは出てくるので、或いは高昌県の他の地域に、実際に広面積の一易田、二易田なる土地があり、将来そのような文書が数多く出現すること

を期待する可能性もないではない。併し現有の土地文書は、退田給田という偶然な事情をもつ人間が先ず現われ、その人たちが偶然に収授された田土の記録であるから、言わば任意抽出の効果を期待しうる。即ち此に現われる田土はほぼ高昌郡の全域を代表するものとして認めてよいと私は信ずる。従つて現にある諸例から一応の結論を帰納してもあまり早計だとは言えぬであらう。

本書で欠田文書を扱われた西村元佑氏が、常田と部田の給与額を総計した上で比較し、常田給与総額は部田のその半分にすぎぬことを指摘された。この統計は私の仮説を助けるものである。更に欲を言えば、若しも部田を扱う際に二易と三易とに分つて三易田を二易田の三分の二に換算し、また欠田統計で、部田面積を二分の一に換算した上で、常田との合計欠・給田額を算出されたなら、私にとつてもつと好都合であつた。

三 常田十畝分の給田額はどこから来たか

本書の著者は何れも、トルファン文書をもつて均田文書と見なし、別に疑惑をもたれぬようであるが、果してそれでよいであらうか。

均田文書は敦煌文書によるも柳中県文書によるも書式が一定して、そこには応受・已受・未受という形で田数が整然と整理されている。そして基本となる数字は均田法の授田規定をそのまま遵守している。

殊に柳中県文書の場合、實際受田額は甚だ僅少で、永業田の応受分にすら満たないにも拘わらず、未受田に大なる数字を残して形式を整えている。然るにトルファン文書に限り、均田法とは全く異つた給田基準額を用い、また「未受」に代つて「欠」という文字を殊更に使用したのは何故であらうか。どうもトルファン文書の給田は、均田法とは異つた別個の令制によるものらしい。

然らば均田法以外に、公田の収受規定は如何なるものがあつたかと言へば、それは屯田である。新唐書卷五三食貨志に、

開元二十五年詔。屯官叙功。以歲豊凶為上下。鎮戍地可耕者。人給十畝。以供糧。

とあり、辺地の屯田では一人の給与額が十畝であつた。この記事は詔としてあるが、同様な規定が田令の中にあるを妨げない。

西州には盛大に屯田が行われたことは諸種の史料から推察されるにも拘わらず、本文書の四至に見えないことを西村氏が不審がられているが、若し本文書の田籍が屯田そのものであるとすれば直ちに解決がつく。

西村氏は更に本書三四五頁において、欠田文書、即ち給田すべくしてまだ給田しない土地關係文書は、丁中をとくに主対象としていることを指摘され、また退田した曹定徳なる者は遠役に赴いたと想像される人物なることを注意されているが、受田者は兵役關係者、

即ち屯丁であるとすれば、この点も理解がつく。そこで次の仮説が成立する。

〔仮説三〕 トルファン文書の給田は、令制中の均田法によつたものでなく、同じ屯田法によつたものである。

四 均田法と屯田法とはどんな関係にあつたか

私はこれまで、三国魏の屯田法が、晋の課田法になり、それが北魏隋唐の均田法となつたことを度々述べてきた。即ち屯田法は均田法の母法なのである。然らば現今の課題としての屯田法は均田法とどんな相対関係におかれたであろうか。

由来屯田法は他の土地法と相尅するものと考えられてきた。関係史料は青山定雄氏「唐代の屯田と營田」注22に集められている（『史学雑誌』第六十三編第一号四八頁）。この中に旧唐書卷九八李元紘伝中の彼の語を引き、

若置屯田。即須公私相換。

とあり、また冊府元龜卷四九七、開元八年の詔に、

其屯田内。先有百姓挂籍之地。比來召作主。亦量准頃畝割還。

とあるなどは、屯田が他の土地を侵占することを言っているものである。

本書の中で西村元佑氏は、退田文書には永業の記載あるものが、

給田文書には永業の字が消えて了うことを注意されているが、これは均田法が屯田法に切りかえられて行きつつあることを示すものにはあるまいか。永業田の規定は恐らく均田法独特のもので、屯田法には存在すまいと思われるからである。そして退田、ついで給田の際に一旦永業の字が消えると、もうそのまま消滅して了うのである。屯田法の給田は、強いて言えば凡てが口分田に限られていること西村氏の説の如くである。

本書一八六頁において西嶋氏は、永業田の剩退とあるに注目され、「このことは通常の永業田の規定からは理解しがたいことであり、高昌県の実例から発見された特異な現象であるとしなければならぬ」と言われているが、これも均田法から屯田法への移行とすれば解釈がつく。これらの点から見て、トルファン文書は益々均田文書ではなさそうである。そこで次の仮説が出現する。

〔仮説四〕 トルファン文書は屯田文書であり、従来この地に行われていた均田法は、次第に屯田法の中に吸収されつつあつた。

この点で私の仮説は、本書の著者諸氏の高説と非常に違つてきている。もちろん私の説は、具体的な文書調査は凡て著者諸氏の勞によつたもので、いわゆる他人の牛蒡で法事するの類である。また本書以外に、なお未発表の文書があるかも知れぬから、私は別に自説を強く主張するものではない。ただ与えられたる史料の利用の方法

によつては、ずい分違つた結論も成立しうることを注意したい。只一つの解釈ばかりを固執して先入見を守つていては学問の進歩は望まれない。思い切つて大胆な仮説を立てると共に、仮説はどこまでも仮説として、事実との間に厳格な一線を劃することが必要である。

周藤吉之氏が取扱われた、いわゆる個人文書は主に則天武后時代のもので、田籍文書とは種類性質を異にする。ところでこの個人文書の意味するものが、氏が年来主張する、中国の佃戸制（『中世農奴制』は宋代に成立したという説と、どんな関係にあるかは一向に聞くことができない。従つて立入つた批評を差控えるが、只一、二気のついたことを申そうならば、土地所有者の○湯觀、周樓觀が個人として取扱われているが、これは恐らく道觀であろう。湯の字は図版十一、三、三六一号文書の写真によると、或いは陽と読むべき

かも知れない。果して然らば洞陽觀とでもなるべきところであろう。また人名奴集聚の奴は姓であると思う。中国には奴という姓があり、廬州府六合県の出身だと称している由である。

以上紹介した私の仮説は、結論としては或いは間違つているかも知れぬが、方法は間違つてはいないと思う。歴史学は單に考証・認識の学問であるばかりでなく、同時に評價の学問でなければならぬ。評價の根柢には数量がある。歴史家は従つて数量に敏感でなければならぬ。私はこの頃、歴史学にも統計学的方法の導入が必要なることを感じているが、まだ統計学の勉強に着手するまでには至つて居らず、もちろん本稿を作成するには全然間にあわなかつたことを白状する。

Korea, and helped them secretly to cause a serious revolt at the end of December, 1884.

After this revolt, *Inoue* left Japan for Korea to talk peace with Korea directly, and refused to invite any Chinese official to attend their conference, which meant that the Japanese Government recognized Korea as a practically independent state. Although China strenuously remonstrated on the question of Korea, she, still recovering from the Sino-French war, was afraid to force Japan to be a new enemy in Asia. The influence of Korea's revolt seems to have given a lot of trouble to *Li Hung-chang*, and pressed him to conclude peace with France as soon as possible. Actually, during the Sino-French war in 1884, *Inoue* changed his peace foreign policy, not only showing his intention to enter into an alliance with France to rise Japan's international position, but also restraining China from extending her power over Korea. In fact, it was a policy which killed two birds with one stone.

On Nature of the *t'ien-t'u* 田土 Documents Discovered in Turfan

by

Ichisada Miyazaki

The documents on land, discovered and brought by the Ôtani 大谷 exploration party in Turfan in the early years of *Taishô*, have now been investigated and arranged by the monographs of Mr. *Sadao Nishijima* 西嶋定生 and *Genyû Nishimura* 西村元佑, published in 'Introduction and Monographical Remarks on Social and Economical System in the T'ang Era based upon Chinese Fragmentary Manuscripts from Tunhuang and Turfan'. I wonder if these documents were the *chün-t'ien* 均田 documents, as they insisted. At first by researching the words, *ch'ang-t'ien* 常田, *pu-t'ien* 部田 and *pu-t'ien san-i* 部田三易, in the documents, I supposed each should mean land of a crop for a year, two years and three years; and then the land delivery amount per *ting* 丁 in these documents should be 5 *mou* 畝 of *ch'ang-t'ien* and 10 *mou* of *pu-t'ien* amount to 15 *mou* or 5 *mou* of *ch'ang-t'ien* and 15 *mou* of *pu-t'ien san-i*, amount to 20 *mou*, 10 *mou* of *ch'ang-t'ien* in each case. I came to this conclusion that this delivery was based on *t'un-t'ien* 屯田 system, not on *chün-t'ien* system. Perhaps the transition from *chün-t'ien* system to *t'un-t'ien* system was in progress in Turfan in the middle of the eighth century.